

Vol.122 著作権侵害と非侵害、その境界とは

東京地裁（平成18年（ワ）第16899号）

「原告博士絵柄のような博士の絵柄については、・・・（省略）・・・角帽やガウンをまとい髭などを生やしたふっくらとした年配の男性とするという点はアイデアにすぎず、前記（1）アの原告博士絵柄と被告博士絵柄との共通点として挙げられているその余の具体的表現（ほぼ2頭身で、頭部を含む上半身が強調されて、下半身がガウンの裾から見える大きな靴で描かれていること、顔の作りが下ぶくれの台形状であって、両頬が丸く、中央部に鼻が位置し、そこからカイゼル髭が伸びていること、目が鼻と横幅がほぼ同じで縦方向に長い楕円であって、その両目の真上に眉があり、首と耳は描かれず、左右の側頭部にふくらんだ髪が生えていること）は、きわめてありふれたもので表現上の創作性があるということとはできず、両者は表現でないアイデアあるいは表現上の創作性が認められない部分において同一性を有するにすぎない。」

（下線は筆者による。）（以上）

Japan Package Design Association

© JPDA All Rights Reserved.